

令和8年度

鶴岡市一般廃棄物処理実施計画

鶴 岡 市

目次

第 1	総 則	1 ページ
第 2	ごみ排出量等の見込み	2 ページ
第 3	一般廃棄物の分別区分等	4 ページ
第 4	ごみ処理施設の概要及びごみ処理量等の 見込み	7 ページ
第 5	し尿等の処理	9 ページ
第 6	3 R 推進施策等	10 ページ
第 7	施設の整備	15 ページ
第 8	災害廃棄物等の処理	15 ページ

第1 総 則

- 1 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標の実現を目指して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの考え方に基づくごみ減量・資源化対策を推進する。

また、SDGs（※1）の理念を普及し、脱炭素社会の構築など、地球環境の保全に貢献することを目指す。

※1 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された令和12年（2030年）までの国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」(leave no one behind) という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくもの。

(関連する主なSDGsのゴール)



- 2 計画の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画の区域

(1) 鶴岡市の全域とする。

(2) 計画区域外の一般廃棄物の搬入及び処理については次のとおりとする。

- ① 計画区域外で発生した一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）、その他法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、他市町村と事前に協議を行い、計画との調和が確保された場合に限り搬入を認める。
- ② 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年三川町告示第21号及び平成19年鶴岡市告示第75号）に基づき、同町の一般廃棄物のうち、鶴岡市の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物について、搬入を認め処理する。

第2 ごみ排出量等の見込み

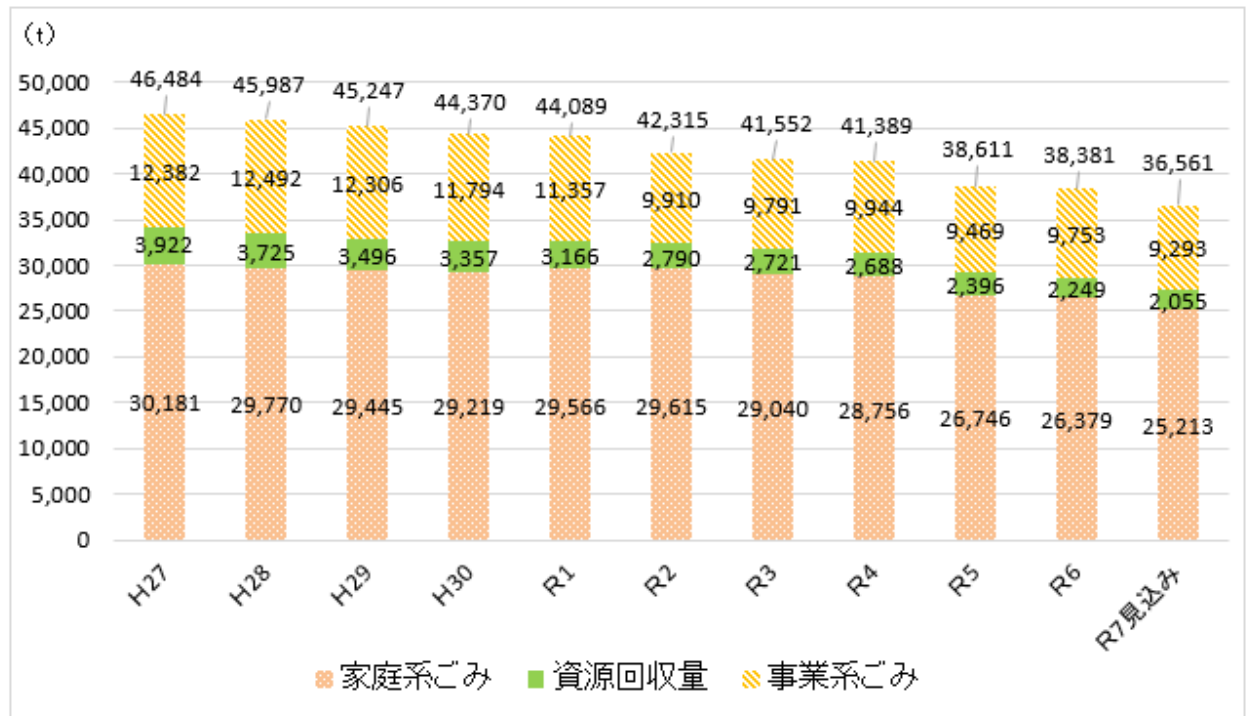
区分	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績見込み)	令和8年度 (見込み)
① 生活系ごみ(t) = ② + ⑦	28,628	27,267	27,050
② 家庭系ごみ(t) = ③ + ④ + ⑥	26,379	25,213	25,160
③ 可燃ごみ(t)	23,536	22,492	22,490
④ 不燃ごみ(t)	2,673	2,552	2,500
(⑤ うち資源ごみ(t))	2,020	1,990	1,970
⑥ 粗大ごみ(t)	170	168	170
⑦ 資源回収量(t)	2,249	2,055	1,890
⑧ 事業系ごみ(t)	9,753	9,293	9,290
⑨ ごみの総排出量(t) = ① + ⑧	38,381	36,561	36,340

※令和7年度実績見込みは、令和7年4月から12月までの実績等を踏まえ算出。

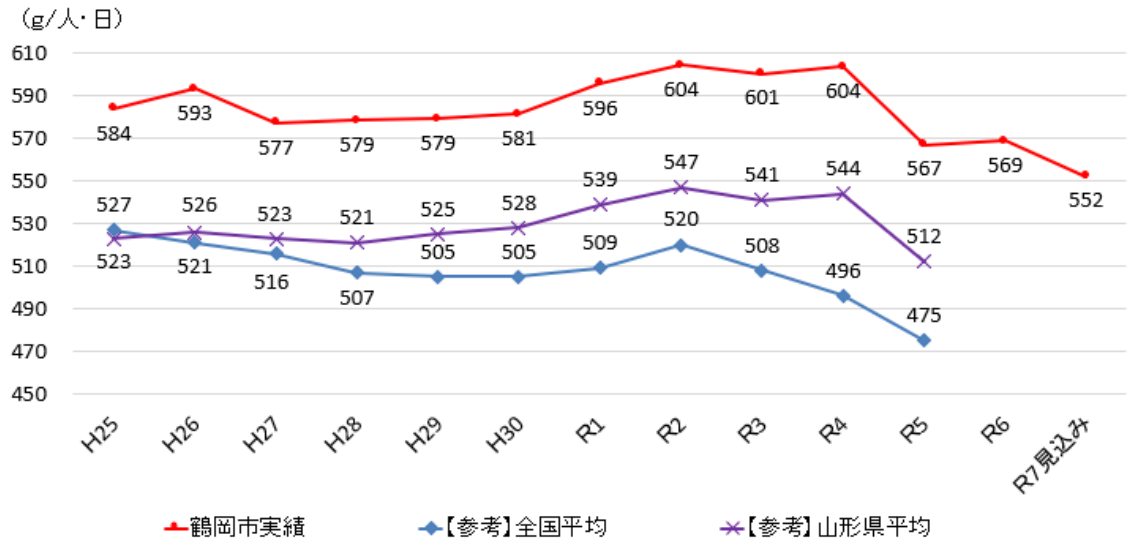
※令和8年度見込みは、令和6年度までの実績と、令和7年度実績見込みから推測される令和8年度の排出量を記載している。

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【ごみ排出量等のこれまでの推移】



【1人1日あたりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）のこれまでの推移】

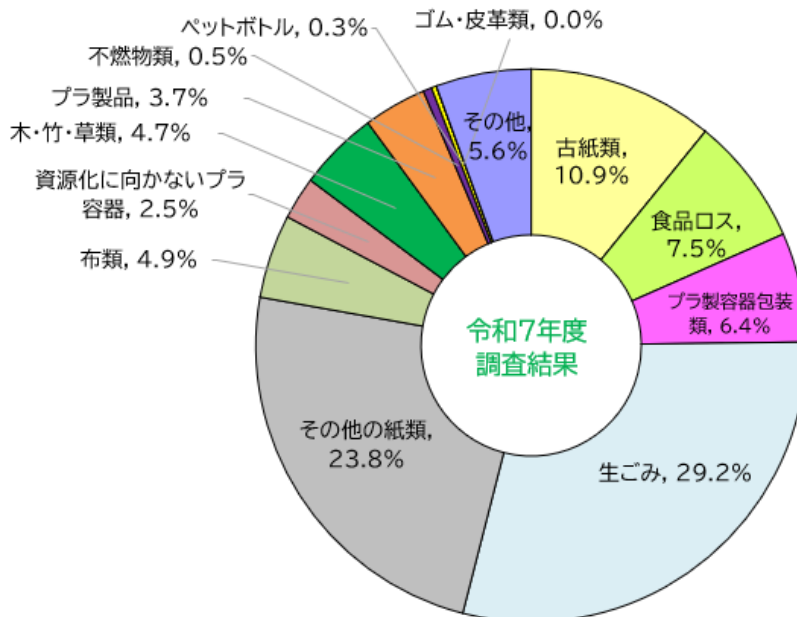


※ 1人1日あたりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）

$$= (\text{②家庭系ごみ} - \text{⑤うち資源ごみ}) \div \text{当該年度9月末人口} \div \text{当該年度日数} \times 1,000,000$$

※焼却・埋立されるごみの推移を把握するため、資源ごみは除外している。

【令和7年度 もやすごみのサンプル調査結果】 令和7年6月28日実施



- 家庭系ごみの排出量は、令和7年度総量は減少に転じ、1人1日あたりでは約17gの減少となる見込みである。
- 家庭系ごみの大部分を占めるもやすごみのサンプル調査の結果、食品ロスや古紙類、プラスチック製容器包装類など、減量化・資源化が可能なごみが約25%を占めており、年々減少傾向にはあるがさらなるごみ減量の余地がある。
- 事業系ごみは、令和7年度は約400tの減少となる見込みで、コロナ禍以降10,000t以下で推移している。

第3 一般廃棄物の分別区分等

1 家庭から排出される一般廃棄物の分別区分等

区分	排出方法	収集方法	処理方法
もやすごみ	指定ごみ袋（茶色・乳白色）に入れ、ごみステーションに排出	委託業者が収集（週2回）	・ごみ焼却施設で焼却 ・残渣（焼却灰）は埋立処分
プラスチック製容器包装類	指定ごみ袋（桃色）に入れ、ごみステーションに排出	委託業者が収集（週1回）	リサイクルプラザで圧縮梱包し、指定法人に引渡し
ペットボトル	指定ごみ袋（黄色）に入れ、ごみステーションに排出	委託業者が収集（週1回）	リサイクルプラザで圧縮梱包し、再資源化業者に売却
びん	指定ごみ袋（緑色）に入れ、ごみステーションに排出	委託業者が収集（隔週）	リサイクルプラザでカレット化し、指定法人に引渡し
缶			リサイクルプラザで圧縮し、再資源化業者に売却
金属・その他	指定ごみ袋（青色・透明）に入れ、ごみステーションに排出	委託業者が収集（隔週）	・リサイクルプラザで破碎・選別し、鉄・アルミは再資源化業者に売却 ・残渣は焼却・埋立処分
蛍光管・乾電池等	蛍光管は購入時のケースに、電池類・スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライター・電池類内蔵製品（30cm以下）は、それぞれ中身がわかる透明な袋に入れ、ごみステーションに排出	委託業者が収集（月1回）	リサイクルプラザで選別し、再資源化業者に引渡し
粗大ごみ	リサイクルプラザに持ち込む	リサイクルプラザで受付（有料）	・リサイクルプラザで破碎・選別し、鉄・アルミは再資源化業者に売却 ・残渣は焼却・埋立処分
	許可業者に処理を依頼	—	許可業者が資源化または処分
古紙類	地域の集団資源回収に出す	—	再資源化業者に引渡し
	ごみ焼却施設等に持ち込む	拠点回収	再資源化業者に売却
	資源回収業者に持ち込む	—	再資源化業者に売却
古着	環境政策課等に持ち込む	拠点回収	再資源化業者に引渡し
デジタル機器	環境政策課等に持ち込む	拠点回収	再資源化業者に売却
水銀製品等	透明な袋に入れ、環境政策課・地域庁舎等に持ち込む	拠点回収	リサイクルプラザで選別し、再資源化業者に引渡し

【市で処理できないごみ】

区分	品目例	処理方法
有害物質を含むもの・危険性のあるもの	農薬、薬品、自動車・バイク等のバッテリー、LP ガスボンベ、火薬、廃油、塗料、医療廃棄物（感染性のあるもの、注射針など鋭利なもの）、フロン類が使用されている製品など	販売店または取扱・許可業者に処理を依頼
処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	直径 10 cm 超・長さ 60 cm 超の枝類・木材等、スプリング・スプリングを含む製品（マットレスなど）、FRP 製品、金属製ホース、ボウリングの玉、指定ごみ袋(茶色)に入らないマイクロビーズクッション、ピアノ、大型金庫、耐火金庫、農機具、焼却炉など	販売店または取扱・許可業者に処理を依頼
建築解体に伴うもの	コンクリートブロック、煉瓦、壁材、住宅設備など	許可業者に処理を依頼
自然物	自然の岩石・土砂など	庭などに戻す
家電リサイクル法対象品目	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機 EL）、洗濯機・衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼 ・指定引取場所に持ち込む ・許可業者に処理を依頼
リサイクルルートが確立されているもの	消火器、自動車・自動車部品、パソコンのブラウン管モニター、バイクなど	販売店または取扱・許可業者に処理を依頼

- (1) 家庭から排出されるごみは、決められた日時及び場所（ごみステーション）に出す定点収集方式により、市が委託した業者が「ごみ収集カレンダー」の日程で収集・運搬する。
- (2) 家庭から排出されるごみは、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理を行わない。
- (3) 引越しや大掃除、片付け等で多量に発生したごみは、排出者自ら鶴岡市ごみ焼却施設または鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。
- (4) 小型充電式電池や酒びんなど、製造業者・販売業者等による回収が行われている製品については、当該業者等による処理を利用する。
- (5) ごみ収集車やごみ処理施設での発火事故を防止するため、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、ライター等を廃棄する際は、必ず使い切り、中身がわかる透明な袋に入れて「蛍光管・乾電池等」で排出する。
- (6) 同じく発火事故防止のため、モバイルバッテリー、加熱式電子タバコ、電動シェーバーに加え、電池類を取り外せない・取り外すことが難しい電池類内蔵製品（30 cm 以下）も中身がわかる透明な袋に入れて「蛍光管・乾電池等」で排出する。（令和 8 年 4 月から分別変更）。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の分別区分等

区分	排出方法	処理方法
可燃ごみ	ごみ焼却施設に持ち込む	ごみ焼却施設で焼却し、残渣は埋立処分
	許可業者に処理を依頼	・ごみ焼却施設で焼却し、残渣は埋立処分 ・許可業者が資源化または処分
資源物 (古紙等)	資源回収業者に処理を依頼	再資源化業者に売却

【市で処理できないごみ】

区分	排出方法	処理方法
産業廃棄物	産業廃棄物処理業者に処理を依頼	産業廃棄物処理業者が資源化または処分

- (1) 事業系一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することとし、市で収集運搬は行わない。
- (2) 事業系一般廃棄物の自己焼却処理を行う場合は、関係法令等を遵守する。
- (3) 鶴岡市ごみ焼却施設に搬入する際は、ごみの種類、内容を容易に目視確認できる状態とし、ごみ袋を使用する場合は透明もしくは半透明のものを使用する。また、プラスチック類など、産業廃棄物に該当するものは搬入しない。
- (4) 食品残渣や剪定枝等は、可能な限り資源化に努める。

3 その他

- (1) 飼い主等が不明な猫等の小動物の死体は、原則として当該土地の所有者または管理者が収集・運搬し処理するものとし、鶴岡市ごみ焼却施設において焼却することができる。ただし、県道等の猫等の死体は、市に回収の委託又は権限移譲がなされていることから、市が収集・運搬し処理する。
- (2) 一般廃棄物処理業は、法に則り市の許可により実施され、現在その許可業者は充足されており、原則として新規申請は受け付けない。

第4 ごみ処理施設の概要及びごみ処理量等の見込み

1 可燃ごみ処理施設

(1) 施設の概要

施設名	鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」
所在地	宝田三丁目 13 番 6 号
処理方式	全連続運転式焼却炉（ストーカ式）
公称能力	160t/24h(80t/24h× 2 炉)



鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量（t）
① 家庭系ごみ（もやすごみ）	23,880
② 事業系ごみ	10,490
③ リサイクルプラザ可燃残渣	440
④ し尿処理施設のし渣・汚泥等	840
⑤ 合計	35,650

2 不燃ごみ処理施設

(1) 施設の概要

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」
所在地	水沢字水京 68 番地 1
処理方式	資源回収方式 ・びん缶 15 t / 日 ・金属その他 10 t / 日 ・粗大ごみ 8 t / 日
処理能力	減容圧縮梱包 ・プラスチック製容器包装 11 t / 日 ・ペットボトル 2 t / 日



鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量（t）
① プラスチック製容器包装類・ペットボトル	990
② びん・缶	970
③ 金属・その他	550
④ 蛍光管・乾電池等	110
⑤ 粗大ごみ	170
⑥ 合計	2,790

(3) 中間処理後の資源化量の見込み（三川町分を含む）

区分	資源化量（t）
① 鉄	310
② アルミ	190
③ カレット	480
④ ペットボトル	350
⑤ プラスチック製容器包装類	520
⑥ 蛍光管・乾電池	90
⑦ その他（粗大ごみのイベント等での提供等）	10
⑧ 合計	1,950

3 最終処分場

(1) 施設の概要

名称	鶴岡市一般廃棄物最終処分場
所在地	大荒字荒沢前167番地2
埋立面積	18,400 m ²
計画埋立容量	133,600 m ³
埋立方法	管理型 サンドイッチ&セル方式
浸出水の処理方式	凝集沈殿処理、砂ろ過処理後 下水道放流



鶴岡市一般廃棄物最終処分場

(2) 埋立量の見込み（三川町分を含む）

項目	埋立量（t）
焼却灰及び不燃残渣	4,320

第5 し尿等の処理

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬区域の範囲 鶴岡市の全域

下水道等の接続率（令和7年3月31日現在） 【令和7年度つるおかの下水道 参照】

	整備済区域内	接続	未接続	接続率(%)
	戸数	戸数	戸数	
公共下水道事業	41,680	39,005	2,675	93.6
集落排水事業	5,287	4,958	329	93.8
浄化槽事業	424	424	0	100
合計 ※単独浄化槽設置戸数含む	② 47,391	44,387	3,004	

※鶴岡市の世帯数（令和7年3月31日現在） 49,293 ①

※鶴岡市の世帯数①－整備済区域内戸数② 1,902

(2) 収集・運搬方法

区分	収集回数	方法
し尿	随時	許可業者への依頼
浄化槽汚泥等		

(3) その他

し尿は、処理施設で適正な処理を行い、農地還元は行わない。

効率的かつ持続可能な処理体制を構築するため、し尿収集運搬業務の見直しを検討する。

2 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設名	鶴岡市し尿処理施設
所在地	宝田三丁目13番6号
処理能力	152kℓ/日（し尿63kℓ/日・浄化槽汚泥89kℓ/日）
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式
放流水	BOD 10mg/ℓ以下・SS 10mg/ℓ以下 大腸菌群数 3,000個/ml以下



鶴岡市し尿処理施設

(2) 中間処理量の見込み（三川町分を含む）

区分	数量（kℓ）	処理施設
① し尿	1,630	鶴岡市し尿処理施設
② 浄化槽汚泥等	19,650	

3 最終処分計画



中間処理施設から排出される汚泥等をごみ焼却施設で焼却した後、一般廃棄物最終処分場に埋立する。

4 その他

公衆便所の清掃管理を行うとともに、建物の保全に努める。

第6 3R推進施策等

1 ごみ減量・資源化(3R)の推進

課題・目的	取組内容
<p>家庭系ごみ・ 食品ロスの 減量化と 排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装商品や詰め替え製品の購入など、「ごみになるものを買わない、増やさない」という気運を醸成する。 ・プラスチック製容器包装類がもやすごみとして排出されないよう、写真や動画で具体例などを示しながら、プラスチックごみの分別徹底に向けた情報発信を行う。 ・レジ袋やスプーンを受け取らないようにするなど、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用削減を呼びかける。 ・家庭から排出されるごみの約9割を占めるもやすごみのサンプル調査を引き続き実施するとともに、分析結果を公表する。 ・まだ食べられるのに捨てられている食品ロス削減のため、食材の適量購入、「使いきり」、「食べきり」などを呼びかける。 ・生ごみの水切りについて、写真や動画による具体例などを示しながら呼びかける。 ・フードドライブ^(※1)を継続して開催するとともに、同活動への協力を呼びかける。 <p>※1 各家庭で食べきれない食品などを引取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲ 環境フェアで実施したフードドライブで寄附いただいた食品と贈呈式の様子</p>
<p>家庭系ごみ 処理の有料化</p>	<p>ごみ処理に対する市民のコスト意識の醸成や、ごみの排出抑制を図るため、ごみ収集体制のあり方やごみ処理有料化について調査・研究する。</p>

課題・目的	取組内容
事業系ごみの減量化と排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の実施など、ごみの発生量の少ない事業活動に向けた啓発を行う。 ・市内の飲食店等の協力を得ながら、食品ロス削減ポスターの掲示や、小盛メニューの導入、持ち帰りや「3010 運動」を呼びかける啓発活動を行う。
率先した行政の取組の推進	<p>市の施設から排出されるごみの減量化を図る。</p>
リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収で回収した古着を、再資源化業者を通して海外等で再使用することによりリユースを推進する。 ・リサイクルプラザに持ち込まれた粗大ごみのうち、再生可能なものを市民へ無料提供し、ごみの減量と再使用に努める。 ・リユースプラットフォーム「おいくら」(※2)による、市民がリユースしやすいサービスの提供を行う。 <p>※2 令和8年2月19日に、市と「株式会社マーケットエンタープライズ」は、リユース活動促進に関する連携協定を締結。不用品を売りたい利用者は、「おいくら」を活用して一括見積り依頼し、利用者は取引条件を比較して買取店を選ぶことができる。市はホームページ等により「おいくら」の活用を市民に周知する。</p> <div data-bbox="1161 568 1455 1003" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">▲ 「おいくら」チラシ</p>
ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が行う集団資源回収運動等への報奨金の支給など、支援を継続するとともに、優良事例を情報共有する。また、必要に応じて対象品目・報奨金の見直しを検討するなど、回収運動を推進する。 ・ごみ焼却施設等において、古着・古紙・デジタル機器・水銀製品等の無料回収を実施し、利用拡大に向けて情報発信する。 ・事業者等と連携し、拠点回収品目や場所の拡充について検討する。 ・事業者等と連携し、ペットボトル、食品トレイ、紙パック等の店頭回収を推進する。 ・事業者と連携し、ペットボトルの水平リサイクル(※3)を推進する。 <p>※3 ペットボトルを再度ペットボトルにリサイクルする取り組みで新たに石油由来原料からペットボトルを作るのに比べてCO2 排出量を約60%削減できる。</p> <div data-bbox="1114 1218 1461 1464" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">▲ ごみ焼却施設の古紙回収棟</p> </div> <div data-bbox="523 1733 1423 2101" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the 'Bottle to Bottle' horizontal recycling cycle. It starts with '指定ごみ袋でごみステーションへ排出' (Disposal in designated waste bags at the station). This leads to 'リサイクルプラザで圧縮・梱包' (Compression and packaging at the recycling plaza). The next step is '回収されたペットボトルが再生ペットボトルへリサイクル' (Recycled PET bottles are recycled into new PET bottles). This is followed by '処理工場 細断・洗浄処理等' (Treatment plant: chopping, washing, etc.). The final step is '新たなペットボトルへ再生されます' (New PET bottles are recycled). A central box labeled '「ボトル to ボトル」水平リサイクル' (Horizontal recycling from bottle to bottle) connects the disposal and recycling steps. A red 'X' marks the path to '海外輸出やペットボトル以外の用途' (Export overseas or other uses), indicating that the focus is on recycling back into bottles.</p> </div>

課題・目的	取組内容
<p>ごみ処理施設の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や町内会等の団体の施設見学を受け入れる。 ・ごみ処理3施設を1日で回る見学会やリサイクルプラザの休日見学会のほか各種リサイクル教室を開催する。
<p>環境学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校単位での施設見学等の校外学習や出前授業など、様々な機会を捉えて環境教育を行う。 ・ペットボトルの水平リサイクルなどについて、事業者や学校等と連携した環境教育を行う。 ・ごみ処理等に興味を持ってもらうため、施設の来館者やイベント参加者へごみ収集車のペーパークラフトを配布する。 ・「こども環境かるた大会」や「エコ川柳コンテスト」等を開催し、学童期から環境問題に対する意識向上を図る。 <div data-bbox="1114 371 1460 613" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1114 622 1422 678">▲ペットボトルの水平リサイクルについての環境学習</p> <div data-bbox="1114 712 1460 927" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1114 936 1422 969">▲ごみ収集車のペーパークラフト</p>
<p>市民と協働で行う環境学習</p>	<p>町内会等や各市民団体においてごみ分別出前講座を実施し、ごみ減量の必要性やごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。</p> <p data-bbox="719 1223 1091 1256">ごみ分別出前講座の様子式の様子▶</p> <div data-bbox="1114 1039 1460 1256" data-label="Image"> </div>
<p>積極的な情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報つるおか」や「エコ通信」、ガイドブック等の紙媒体とホームページや各種SNSによる情報媒体の特性を活かしてイラストや写真・動画等を用いて分かりやすい表現に努める。 ・一般廃棄物処理基本計画に掲げる数値目標や、毎月のごみの排出量等を公表し、身近な課題として「見える化」することで、市民と共有する。 ・市公式 LINE を通じて、ごみ分別検索機能やごみ収集日通知機能などを提供する。また、希望者にごみ関連情報の配信を行う。 ・ごみ収集カレンダーを各家庭に配布する。 ・ごみの分別・排出方法について、やさしい日本語や外国語を活用した情報発信を行う。 ・分別間違いが多いごみについては、重点的に情報発信を行う。 ごみの分け方・出し方(やさしい日本語版) ▶ <div data-bbox="1187 1697 1460 2069" data-label="Image"> </div>


課題・目的	取組内容
プラスチックごみの一括回収	中間処理を行うリサイクルプラザの整備方針の検討と並行してプラスチックごみの一括回収・資源化の実施の可否や実施時期等を検討する。
環境保全推進員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や市への連絡・相談などを通じて、環境保全推進員の意識を高め地域活動の推進を図る。 ・環境保全推進員の活動状況を公表し、市民へ広く周知する。 ・各町内会等の効果的な取組事例などについて情報共有する。
催事等での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境フェア」等の環境イベントで、3Rについての啓発やフリーマーケット等を実施する。 ・各種イベント等でごみ減量への協力を呼びかける。

2 環境負荷の少ない、適正かつ安定的なごみ処理の推進

課題・目的	取組内容
ごみステーションの維持管理	環境保全推進員や町内会等と連携し、適正なごみステーションの設置及び維持管理を推進する。
適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってわかりやすいごみの分別ルールとなるよう、随時見直しを行う。 ・町内会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。 ・ごみステーションへの事業系ごみの排出や、産業廃棄物の市施設への搬入などの不適正行為について、指導を強化する。 ・スプレー缶、カセットボンベ、ライター、電池類内蔵製品等の発火の危険性があるごみの適正排出に係る周知啓発を強化する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲ごみ収集車の発火事故</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲リサイクルプラザでの発火事故</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲事故現場から発見されたスプレー缶・ライター等 発火の原因と推定される</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する。
施設搬入ごみの処理手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年10月より、ごみ処理施設に搬入されるごみの処理手数料を以下のとおり変更する。 ■ 10 kg 当たり 120 円 ⇒ 150 円へ変更 ・処理手数料の改定については、処理原価や県内の価格改定を考慮し、引き続き検討する。

課題・目的	取組内容
高齢化等への対応	ごみ出し困難世帯を支援するため、ごみステーションの新設・改修等に要する費用を補助する。
適切な処理・処分の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各ごみ処理施設の適正管理及び機能を維持する。 ・ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い、施設内で自家消費するほか、余剰電力を売電し、市内の小中学校や公共施設などに供給する「電力の地産地消」に取り組む。 ・施設内で自家消費した電力が持つ環境価値を抜き出し、グリーン電力証書として市内の事業者等に販売する。

3 環境美化の推進

課題・目的	取組内容
環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、不法投棄防止に向けた啓発活動やパトロールを実施する。 ・ごみステーションにおけるごみの散乱防止の啓発を行うとともに、防鳥ネットの無償配布を行う。 ・ごみ袋の提供や集まったごみの回収などを通じて、クリーン作戦や一斉清掃、河川一斉清掃等の実施を支援する。 ・海ごみやマイクロプラスチック^{※3}の現状などの情報発信を行うとともに、5月30日のごみゼロの日に合わせて「鶴岡ごみゼロ大作戦」を行うなど、海岸漂着ごみ対策を推進する。 <p>※3 プラスチックごみが波や紫外線の影響で小さくなることや、合成繊維の衣料の洗濯などによって発生する5mm以下の微細なプラスチック。</p> <p>▶ 鶴岡ごみゼロ大作戦の様子 令和7年度 由良海水浴場</p> 

第7 施設の整備

1 ごみ焼却施設（鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」）

焼却施設の運営にあたって、発電効率を高めて運転することや、施設内で使用する電気の削減に努め、環境負荷の低減を図る。発電したエネルギーを施設内で自家消費するほか、余剰電力を売電し、市内の小中学校や公共施設などに供給する「電力の地産地消」を継続するとともに施設の適正な維持管理を行う。

2 資源化处理施設（鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」）

稼働開始から21年が経過し、主要設備の老朽化が進む中、計画的な整備修繕により経済的かつ効率的な維持管理を継続するとともに、プラスチックごみの一括回収を視野に入れた施設の整備方針の策定に向けて検討する。

3 最終処分場（鶴岡市一般廃棄物最終処分場）

焼却灰等の埋立処分、発生した浸出水の処理及び最終処分場の維持管理を適切に行うとともに、埋立満了となった岡山最終処分場の廃止に向け取り組む。また、次期最終処分場の候補地の検討を行う。

4 し尿処理施設

し尿・浄化槽汚泥等の処理量の減少に伴い、鶴岡浄化センターの下水道施設への集約化事業に取り組む。

第8 災害廃棄物等の処理

1 大規模な災害が発生した際には、鶴岡市災害廃棄物処理計画に則り、災害廃棄物等を適正、円滑かつ迅速に処理する。

2 必要に応じて、発災後速やかに避難所に仮設トイレを設置するとともに、し尿等の収集を行い、公衆衛生の確保に努める。

3 火災で発生したごみのうち、市が処理可能なものについては、処理手数料を免除し被災者を支援する。

4 平時においては、災害発生時に迅速に対応できるよう、研修及び他市の取組の研究等を通じた職員の適応能力の向上に努める。

5 これまでの災害の経験を踏まえ、鶴岡市災害廃棄物処理計画の見直しを行う。